

第2次さぬき市総合計画 中期基本計画



計画策定の趣旨

本市では2015(平成27)年度から2018(平成30)年度までを計画期間とした、第2次さぬき市総合計画前期基本計画において、「自然豊かでいきいき 笑顔あふれて快適に みんなで暮らす ふるさとさぬき」を将来像として、政策、施策などの運用を進めてきました。

その間、わが国の社会経済を取り巻く状況はめまぐるしく変化し、これまで認識されてきた課題だけではなく、新たに対応すべき課題も顕在化しています。

本市においても、今後の少子高齢化の進行、人口減少社会の到来により、歳入面、歳出面において、厳しい財政運営が続くことが予想されます。

このような中、本市では、今後直面する課題について施策の重要性と優先性を検討し、限られた財源を有効に活用する計画的な市政運営を行っていかねばなりません。また、さぬき市誕生15周年を機に2017(平成29)年4月1日に制定した市民憲章に基づき、理想とするまちの姿を目指すため、市民一人ひとりがまちづくりに関わっていく必要があります。

さぬき市市民憲章

わたしたちさぬき市民は、多島美を誇る瀬戸内海沿岸部と讃岐山脈のすそ野に広がる田園地帯などの美しい自然や伝統文化を守り、笑顔があふれるまちをめざし、ここに市民憲章を定めます。

めざそう	だれもがいいきぎと暮らせるまちを
まもろう	安全で安心な住みよいまちを
ひろげよう	健全な心身と思いやりを
きずこう	清潔で環境にやさしいまちを
もりあげよう	みんなが協働して新しいまちづくりを

そこで今回、基本構想におけるまちづくりの理念等を念頭に、前期基本計画における施策の進捗状況等を踏まえたうえで、2019(平成31)年度から4年間の計画期間による中期基本計画を策定するものです。



計画策定の基本方針

これからの4年間のまちづくりの根幹となる計画です

総合計画は、本市が行う全ての政策・施策・事業の根幹となる最上位の行政計画であり、中期基本計画は、今後4年間の市政運営の根幹となる計画です。

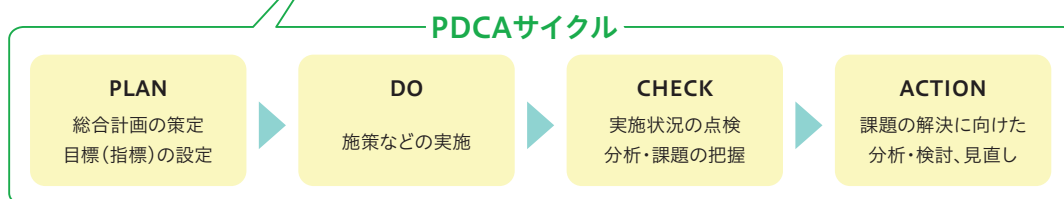
分野ごとに策定される個別計画も、その内容や基本的な方向性については、総合計画との整合を図っていきます。

みんなで共有し、みんなで行動する計画です

まちづくりの主体である市民（個人、地域団体、NPO、企業など）と行政との協働を進めるために、本市の現状や課題について市民と行政が共通認識を持つとともに、まちの将来像の実現に向けて共に行動をするよりどころとなる計画とします。

達成状況を評価し、実効性の確保を目指す計画です

市民と共に目標の達成度や効果・効率性などを点検・検証するために、基本施策ごとに目標指標を設定し、PDCAサイクルに沿った進捗管理を行うことで実効性のある計画を目指します。



計画の構成と期間

基本構想

基本構想は、今後目指すまちの将来像を明らかにするとともに、それを実現するための施策の大綱を示すものです。

内容 将来像 基本理念 基本目標 基本目標達成のための基本施策

基本計画

基本計画は、基本構想を実現するための手段、方法として、市行政の各分野にわたる基本施策の内容を総合的、体系的にとりまとめたものです。

内容 基本施策別の取組方針・内容 目標指標

実施計画

実施計画は、各年度における予算編成や事業執行の具体的な指針となるものです。

内容 具体的な事業計画・財源

(年度)

2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
基本構想											
前期基本計画				中期基本計画				後期基本計画			
実施計画(毎年見直し)											

まちの将来像

自然豊かで人いきいき 笑顔あふれて快適に みんなで暮らす ふるさとさぬき

さぬき市が今後目指していく姿、即ちまちの将来像は、「自然豊かで人いきいき 笑顔あふれて快適に みんなで暮らす ふるさとさぬき」です。

美しく穏やかな瀬戸内海と緑あふれる讃岐山脈など豊富な自然を大切にしながら、産業や観光が盛んで働く場も確保された賑わいのあるまち、市民が健康で快適に、安全で安心して暮らせるまちを目指します。

そして、歴史と伝統文化に恵まれたわがふるさと「さぬき市」を愛し、誇りをもって、支え合い、協力しながらみんなで幸せに暮らしていけるまちを築いていくこととします。

まちづくりの基本理念

「 守る つなぐ 進化する 」

命と暮らしを 「守る」

みんなの笑顔が輝くためには、日々の暮らしの中で、安心と安全を実感できることが必要です。自然災害、犯罪、あらゆる困窮などから市民の命と暮らしを守り、生涯にわたって心身ともに健康で暮らせるまちづくりを進めます。

人と人、過去と未来を 「つなぐ」

だれもがいいききと暮らしていくためには、家庭や地域などあらゆる場所で互いを認め、思いやり、助け合うことが大切です。また、ふるさとを守り、発展させていくためには、過去から受け継がれてきた自然や伝統、文化を次世代に引き継ぎ、さぬき市民としての誇りを育んでいく必要があります。人と人をつなぎ、人と歴史をつないでいくまちづくりを進めます。

改革と創造で 「進化する」

だれもが快適で住みよいまちになるためには、現状と課題を冷静に見極め、勇気と覚悟をもって時代のニーズに沿った改革に取り組む必要があります。また、地域資源を見直し、新たな魅力を創造していくことも大切です。次代に向け、市民と市が協力して改革と創造に取り組み、「さぬき市」をさらに進化させるまちづくりを進めます。

重点プロジェクトと主な取組

まちの将来像の実現に向けて、中期基本計画における施策の中でも、6つの基本目標の分野を越えて、優先的かつ重点的に実施すべき施策を「重点プロジェクト」として、分野横断的な取組と位置付けます。

重点プロジェクトについては、前期基本計画における重点プロジェクトを引き継ぎながらも、市民アンケート調査や市民ワークショップでの意見等を踏まえ、発展的な要素を盛り込むなど、地方創生につながる施策を考慮して設定しています。

重点プロジェクト1 人口減少対策プロジェクト

前期基本計画の重点プロジェクトとして掲げていた「人口減少対策プロジェクト」を本計画でも継承するとともに、基本構想に掲げたまちづくりの基本理念である「守る・つなぐ・進化する」の考え方を踏まえ、これまでの取組を未来に循環させるよう、若い女性をはじめ、若い方々が働き、出会い、結婚し、出産・育児等のライフステージを本市で過ごしてもらえるような地域を目指し、雇用や移住・定住、子育て支援など、今後も全庁をあげた分野横断的な取組を展開します。

1 しごとの創生

特に若い世代が安心して働けるよう、「雇用の質」を高め、やりがいのある魅力ある雇用環境の整備を進めるとともに、企業の事業拡大の支援、新たな付加価値を生み出す事業の育成など、将来に向けて安定的な「雇用の量」の確保に取り組みます。

2 ひとの創生

本市への「ひと」の流れをつくるため、移住・定住や観光交流、就労の促進等を図ります。また、子ども・子育て施策や雇用施策の充実、多様性を育む人材の育成などを通じ、安心して結婚・出産・子育てができるよう、切れ目ない支援に取り組みます。

3 まちの創生

本市が「いつまでも住みよい・住み続けたいまち」であるよう、これまで以上に行政サービスの質を高めるとともに、市民、事業者、大学等との連携を図りながら、新たなまちの魅力の発掘や、地域の課題解決に取り組みます。

重点プロジェクト2 協働のまちづくり推進プロジェクト

前期基本計画の重点プロジェクトである「お接待の心推進プロジェクト」の理念を継承しつつ、「市民憲章」に掲げた理念に基づく理想のまちの姿を目指し、市民一人ひとりが「“お接待の心”＝“他人をいたわる”」という視点から、様々な分野のまちの魅力づくりに関わるとともに、効果的な情報発信を通じてまちの魅力をPRしていく取組を推進するなど、今後を見据えた市民との協働のまちづくりを進めます。

1 協働体制の構築

市民と行政が連携したまちづくりを進めるため、協働のまちづくりについての意識啓発に努めながら、まちづくり、安全・安心、福祉、教育、文化活動、観光振興など様々な分野において、“オールさぬき市”でぬくもりのある協働体制を構築していきます。

2 市民参画の推進

協働によるまちづくりを推進するため、各分野のテーマに応じて、市民参加型のワークショップを開催するなど、市民がまちづくりに参画できる機会を充実します。本市の魅力の発掘と磨き上げを行うなど、まちづくりを通して、まちに対する市民一人ひとりの愛着や誇りを育みます。

3 情報発信の強化

まちの魅力を広くPRするため、双方向の情報共有が可能なSNSをはじめとする新たなコミュニケーションツールの活用を検討するとともに、おもてなしの心をもって、様々な魅力をまちのブランドとして市内外に向けて効果的に発信する取組を推進します。

施策体系

(基本目標と目標達成のための基本施策)

基本目標
I

活力にあふれ、いきいきと暮らせるまち

この基本目標は、産業、観光の活性化及び定住促進に関する基本目標です。

1 企業誘致の推進

- (1) 企業誘致の推進と流出防止

2 商工業の振興と産学官の連携強化

- (1) 中小企業の振興
- (2) 産学官連携の推進による地域企業の支援
- (3) 魅力ある商業の振興

3 農林業の振興

- (1) 農業生産基盤の充実
- (2) 多様な担い手の育成・確保
- (3) 農地保全と耕作放棄地対策の推進
- (4) 鳥獣被害対策の推進
- (5) 農産物のブランド化と6次産業化・地産地消の推進
- (6) 林業基盤の整備
- (7) 森林への総合理解の浸透

4 水産業の振興

- (1) 漁業生産基盤の整備
- (2) 水産資源の確保と地産地消の推進
- (3) 経営体制の強化と担い手の確保

5 観光の振興

- (1) 魅力ある観光振興対策の推進
- (2) 国内外に向けた観光PRの強化
- (3) 広域観光連携の推進

6 雇用の場の確保と労働環境の充実

- (1) 就労支援の充実
- (2) 働き続けられる労働環境の充実
- (3) 若者の地元就職の促進

7 定住促進対策

- (1) 移住・二地域居住の推進
- (2) 定住支援の強化
- (3) まちの魅力発信と多様な交流活動の推進



基本目標
II

安全、安心、快適に暮らせるまち

この基本目標は、防災・防犯、都市基盤、交通及び情報化に関する基本目標です。

8 消防・防災体制の充実

- (1) 地域防災力の向上
- (2) 防災対策等の推進
- (3) 災害発生時における体制の整備
- (4) 消防・救急体制の充実
- (5) 国民保護体制の整備

9 生活安全対策の推進

- (1) 防犯活動の推進
- (2) 交通安全対策の推進
- (3) 消費者行政の推進

10 道路等の社会基盤の整備

- (1) 市道及び生活道路等の維持・整備促進
- (2) 橋梁の長寿命化
- (3) 河川の維持・整備促進
- (4) 港湾の維持・管理
- (5) 生活環境整備事業の継続

11 公共交通網の充実

- (1) 利便性の高い公共交通手段の提供
- (2) 公共交通利用促進対策の推進

12 住環境の整備と都市計画の推進

- (1) 良好な住環境の提供と支援
- (2) 空き家対策の推進
- (3) 都市計画の推進
- (4) 市民に親しまれる公園・緑地の整備充実

13 墓地・斎場の整備

- (1) 斎場の適切な管理運営
- (2) 墓地の確保と適切な維持管理

健全な心身と思いやりを育むまち

この基本目標は、健康・福祉に関する基本目標です。

14 子育て支援の充実

- (1) 安心して産み・育てられる支援体制の整備
- (2) 母性と乳幼児の健康づくりの支援
- (3) 地域ぐるみの子育て支援の推進
- (4) 子育て支援サービスの充実
- (5) 配慮が必要な子どもや家庭への支援

15 高齢者福祉の充実

- (1) 健康づくりや介護予防の推進
- (2) 社会参加の推進
- (3) 見守りと支援の仕組みづくり
- (4) 地域包括ケアシステムの構築

16 障害者福祉の充実

- (1) 地域の理解促進等による共生社会の実現
- (2) 相談体制の充実
- (3) 自立した生活の促進
- (4) 障害のある子どもへの支援

17 地域力の強化による地域福祉の充実

- (1) 住民主体の支え合いによるまちづくり
- (2) 安心して暮らせるサービス利用の仕組みづくり
- (3) 地域におけるネットワークづくり

18 心身の健康づくりに対する支援

- (1) 主体的な健康づくり活動への支援
- (2) 生活習慣病対策の推進
- (3) 予防医療の充実
- (4) 心の健康づくり

19 地域医療の充実

- (1) 市民病院を核とした医療提供体制の充実
- (2) 地域医療の連携推進
- (3) 人的資源の安定的な確保と活用
- (4) 地域に開かれた病院づくり
- (5) 診療所の継続的な運営

20 生活困窮者への支援

- (1) 生活保護制度の適正な運用
- (2) 自立に向けた支援の実施
- (3) 生活困窮者への相談業務の拡充

21 社会保障制度の適切な運用

- (1) 国民健康保険制度の健全な運営
- (2) 後期高齢者医療制度の適正な運営
- (3) 介護保険制度の健全な運営
- (4) 国民年金制度の適切な運用と啓発

学ぶ意欲と豊かな心を育むまち

この基本目標は、教育・文化に関する基本目標です。

22 学校教育の充実

- (1) 「確かな学力」を培う学校教育の充実
- (2) 人間形成の基礎を培う幼児教育の充実
- (3) 特別支援教育の推進
- (4) 質の高い学校教育を支える環境の整備と充実
- (5) いじめや不登校問題等への対応
- (6) 学校における体力づくりの推進
- (7) 学校保健の充実と生きる力を育む食育、防災教育の推進

23 家庭と地域の教育力の強化

- (1) 家庭・地域の人材等を活用した取組の充実
- (2) 経済的援助による就学・進学支援の推進

24 生涯学習・スポーツの推進

- (1) ライフステージに応じた多様な生涯学習の推進
- (2) 読書を通じた学びへの支援
- (3) 地域スポーツ団体の育成と生涯スポーツの定着化

25 歴史・文化の伝承

- (1) 地域の歴史・文化に親しむ取組の推進
- (2) 文化財の積極的な保存と活用
- (3) 芸術文化活動の振興と自主的な活動の推進

26 青少年の健全育成

- (1) 青少年健全育成活動の推進

27 交流事業の推進

- (1) 国際交流と多文化共生の推進
- (2) 国内友好都市等交流事業の推進

28 男女共同参画の推進

- (1) 男女共同参画の推進
- (2) 女性活躍の推進
- (3) 配偶者などからの暴力の根絶

29 人権教育の推進

- (1) 人権教育・啓発活動の推進と充実
- (2) 人権問題に関する相談体制の充実
- (3) 啓発活動拠点施設の活用
- (4) 各学校(園)における人権教育推進体制の構築

基本目標
V

人と地球にやさしいまち

この基本目標は、環境に関する基本目標です。

30 自然環境との共生

- (1) 環境保全意識の高揚と活動の推進
- (2) 環境美化運動と景観の保全
- (3) ごみの不法投棄の防止
- (4) 地球温暖化対策と公害等の防止
- (5) ペットの適切な飼養に向けた対策の推進

31 資源循環型社会の構築

- (1) ごみの減量化と3R運動の推進
- (2) し尿収集・処理体制の充実

32 上下水道の維持・整備

- (1) 安全で安心な水道事業の継続
- (2) 下水道の適切な維持管理と健全経営の推進
- (3) 合併処理浄化槽の設置促進と適切な利用の啓発



この基本目標は、行政経営及び市民参画に関する基本目標です。

基本目標
VI

市民協働による、持続可能な自主自律のまち

33 財政の健全化

- (1) 長期的視点に立った持続可能な安定的財政運営の推進

34 歳入の確保

- (1) 市税の適正な賦課と徴収体制の強化
- (2) 税外収入の徴収強化と未収金の解消
- (3) 市有財産の適正処分と有効活用
- (4) 自主財源確保策の充実

35 行政改革の推進

- (1) 総合計画に基づく戦略的な行財政運営の推進
- (2) 効果的かつ効率的な組織体制等の整備
- (3) 職員の資質向上と働き方改革の推進
- (4) 電算システムの最適化に向けた全庁的取組の推進
- (5) 行政評価制度の有効活用と行政改革の更なる推進

36 公共施設マネジメントの推進

- (1) 計画的な公共施設の整理・再編と管理運営の最適化
- (2) 公共施設使用料の見直し
- (3) 学校跡地施設の利活用の推進

37 市民に開かれた市民本位・市民主体の行政の推進

- (1) 広報・広聴活動等の充実
- (2) 市民参画の推進
- (3) 文書管理の改善と適切な情報公開

38 地域コミュニティの活性化

- (1) コミュニティ意識の高揚と地域内団体の活動支援
- (2) まちづくり活動拠点の整備
- (3) ボランティア活動への支援

39 広域的行政の推進

- (1) 広域的な行政の推進
- (2) 連携中枢都市圏の取組の推進



第2次さぬき市総合計画 中期基本計画 【概要版】

2019(平成31)年3月

発行:さぬき市 編集:さぬき市 総務部 政策課
〒769-2195 香川県さぬき市志度5385番地8
電話:087-894-1112 FAX:087-894-4440
E-mai:seisaku@city.sanuki.lg.jp